

第 1 回部会の審議を受けた確認事項への回答

令和 5 年 11 月 24 日  
文 部 科 学 省

【② 施設区分の用語変更、設置者の選択肢の追加（博物館調査票）】

1. 博物館票の「7 設置者」の選択肢について、

- ・ 11 番と 12 番が、営利法人の区分であり、代表的な「株式会社」を 11 番で挙げ、それ以外を「12 その他の法人」としている旨の説明がなされた。
- しかし、「その他の法人」だけでは、設定の趣旨が明確でなく、誤記入も発生しかねないので、「12 その他の営利法人」としてはどうか。

(参考) 今回の変更案

7 設 置 者	8 所 管 別 (公立のみ)	9 指定管理の相手先 (公立の施設のみ回答)
1 国	1 教育委員会	1 管理者の指定無し
2 独立行政法人・国立大学法人・ 大学共同利用機関法人	2 地方公共団体の長	2 地方公共団体を指定
3 都道府県		3 地縁による団体(自治会, 町内会等)を指定
4 市(区)	9 一般社団法人・一般財団法人・ 公益社団法人・公益財団法人	4 一般社団法人・一般財団法人・ 公益社団法人・公益財団法人を指定
5 町	10 その他の公益法人	5 会社を指定
6 村	11 株式会社	6 NPO法人を指定
7 組合	12 その他の法人	7 その他を指定
8 地方独立行政法人・ 公立大学法人	13 個人・任意団体	

・ 「8」または「9」を選択した場合、設置者の法人番号(13桁)を記入  
(「10」～「13」を選択した場合は、法人番号を持っていれば記入)

法 人 番 号												

(回答)

回答者の誤記入を防ぐため、御指摘のとおり選択肢を「12 その他の営利法人」として追加いたします。

【⑤ 施設で開催される学級・講座の参加者数の把握を男女別から総数に変更】

2. 男女別人数の把握から総数の把握に変更する調査票に係る過去の男女別集計結果について、補足説明を付す等、利用者に対する情報提供が必要ではないか。

(回答)

過去の調査結果については、文部科学省 HP における社会教育調査の利用上の注意が掲載されたページに「令和3年度調査までの学級・講座の男女別の参加者数には、男女の総数を基にして按分することにより推定した数値が含まれている場合がある。」という趣旨の注記をいたします。また、令和6年度調査について、統計表の欄外に下記の趣旨の注記をいたします。

- ・ 社会教育行政調査、公民館調査、青少年教育施設調査、生涯学習センター調査  
…(注) 令和6年度より学級・講座の参加者数は男女別ではなく総数での調査とした。
- ・ 女性教育施設調査  
…(注) 学級・講座の男女別の参加者数には男女の総数を基にして按分することにより推定した数値が含まれている場合がある。

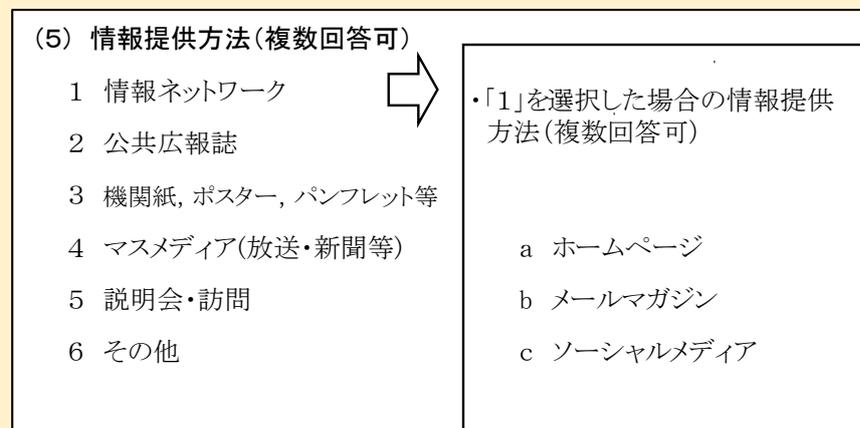
【⑥ 事業に関する情報提供方法の選択肢から「学習相談」を削除】

3. 情報提供方法の選択肢として、「1 情報ネットワーク」を設け、その詳細として、“a ホームページ”、“b メールマガジン”、“c ソーシャルメディア”を選択するようになっているが、「4 マスメディア（放送・新聞等）」も「情報ネットワーク」の一類型と考えられ、両者の線引きが分かりづらい。

については、「マスメディア」とは別に、「情報ネットワーク」を区分として設けている趣旨を、説明してほしい。

また、例えば、「1 情報ネットワーク」を設けず、直接、「1 ホームページ」、「2 メールマガジン」、「3 ソーシャルメディア」とする方法もあるのではないか。

(参考) 今回の変更案 (例: 公民館票)



(回答)

「1 情報ネットワーク」は、回答者が主体的にデータベースやホームページを構築し、インターネットやメールマガジン等を活用して情報提供を行う場合を想定しており、一方の「4 マスメディア（放送・新聞等）」は、テレビ・ラジオ等の放送及び市販の新聞・雑誌への掲載等、既存のメディアを通じて情報提供を行う場合を想定して調査項目を設けており、その趣旨を手引き（別紙参照）に記載しています。

御指摘のとおり、「情報ネットワーク」と「マスメディア」の用語自体は必ずしも明確に区分けされている概念ではありませんが、情報ネットワークについての「ホームページ、メールマガジン、ソーシャルメディア」といった記載や、マスメディアに付記した「(放送・新聞等)」の記載、さらに、手引きにおける補足説明と併せてご覧いただくことで、これまで回答者における混乱は特段生じていないものと考えており、選択肢は現状のままとさせていただきます。

なお、今後の情報技術の進展や、メディア関連の社会情勢の変化などに伴い、現在の選択肢を見直す必要性が生じた場合には、改めて当調査項目の選択肢の在り方を検討したいと考えています。

## 社会教育調査の手引き 情報提供方法に関する記載の抜粋

### 【社会教育行政調査票】

#### 7 情報提供方法（令和2年度間、複数回答可）

教育委員会における事業実施のため、一般の人々に対する情報提供方法について、該当する番号を全て選択してください。

<p><b>1 情報ネットワーク（ホームページ、メールマガジン、ソーシャルメディア）</b> データベースやホームページを構築し、インターネットやメールマガジン等を活用した情報提供。</p> <p><b>2 公共広報誌</b> 都道府県・市町村の広報誌等への掲載。</p> <p><b>3 機関紙、ポスター、パンフレット等</b> 当該教育委員会等が独自に作成した機関紙への掲載、ポスター類の掲示やパンフレットの配布。</p> <p><b>4 マスメディア（放送・新聞等）</b> テレビ・ラジオ等の放送及び市販の新聞・雑誌への掲載。</p> <p><b>5 説明会・訪問</b> 説明会の開催や、訪問による情報提供。</p> <p><b>6 その他</b> フリーダイヤル等による自動音声対応等上記以外の方法による情報提供。 なお、面接や電話等の問合せによる職員の対応は除きます。</p>
---

### 【公民館調査票】

#### (5) 情報提供方法（複数回答可）

当該施設における事業実施のため、一般の人々に対する情報提供方法について、該当する番号を全て選択してください。  
情報提供を行っていない場合は、記入しないでください。

<p><b>1 情報ネットワーク</b>：データベースやホームページを構築し、インターネットやメールマガジン等を活用した情報提供。</p> <p><b>2 公共広報誌</b>：都道府県・市町村の広報誌等への掲載。</p> <p><b>3 機関紙、ポスター、パンフレット等</b>：当該施設が独自で作成した機関紙への掲載、ポスター類の掲示やパンフレットの配布。</p> <p><b>4 マスメディア（放送・新聞等）</b>：テレビ・ラジオ等の放送及び市販の新聞・雑誌への掲載。</p> <p><b>5 説明会・訪問</b>：説明会の開催や、訪問による情報提供。</p> <p><b>6 学習相談</b>：指導者や学習者からの学習内容・学習方法等に関する相談に対し、面接や電話、メール等により対応する情報提供。</p> <p><b>7 その他</b>：フリーダイヤルによる自動音声対応等上記以外の方法による情報提供。なお、自動音声対応とは講座・研修の開催内容等を一方的に案内することによる情報提供をいいます。</p>
--

上記の設定で、「1 情報ネットワーク」を選択した場合のみ、「情報提供方法（複数回答可）」について該当する記号を選択してください。

<p>a ホームページ      b メールマガジン      c ソーシャルメディア</p>
---